

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年2月27日

埼玉県知事
大野 元裕 殿

埼玉県北葛飾郡松伏町田中 2-4-8
松伏町商工会
会長 小島 朗

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424
松伏町長 鈴木 勝

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

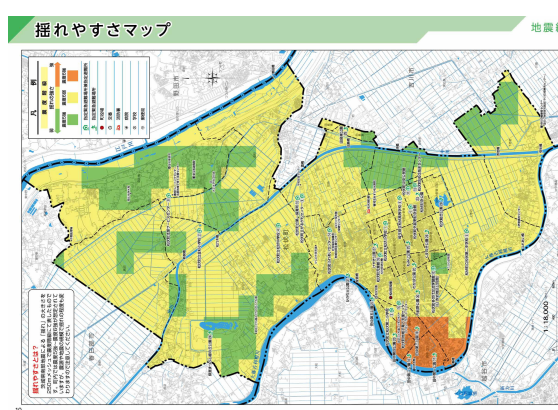
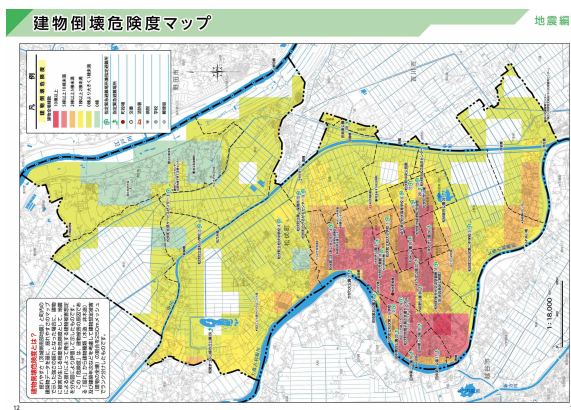
認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：神足 利春
松下 順也

1924. 1. 15	7.3	4	丹沢山塊	
1931. 9. 21	6.9	4～5	埼玉県中部	
1968. 7. 1	6.1	-	埼玉県中部	
1988. 9. 29	5.0	-	埼玉県南部	
1989. 2. 19	5.6	-	茨城県南西部	
2011. 3. 11	9.0	5弱	三陸沖	一部破損 167 棟

(出典：松伏町地域防災計画)

(当町で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

埼玉県地震被害想定調査(平成24・25年度)では、県内に影響を及ぼす地震として、東京湾北部地震(M7.3)、茨城県南部地震(M7.3)、元禄型関東地震(M8.2)、関東平野北西縁断層帯地震(M8.1)、立川断層帯地震(M7.4)を想定している。



(出典：松伏町地震・洪水ハザードマップ)

【風水害】

(当町で過去に発生した主な風水害)

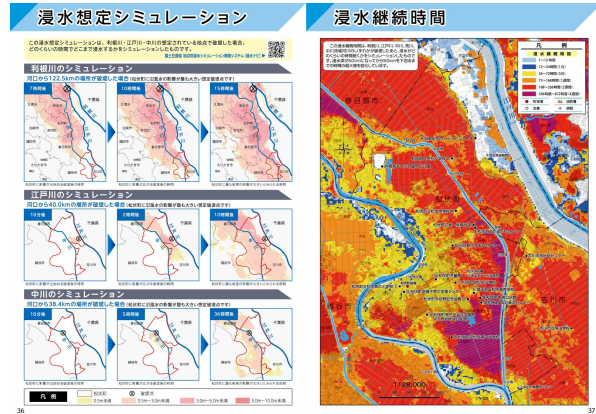
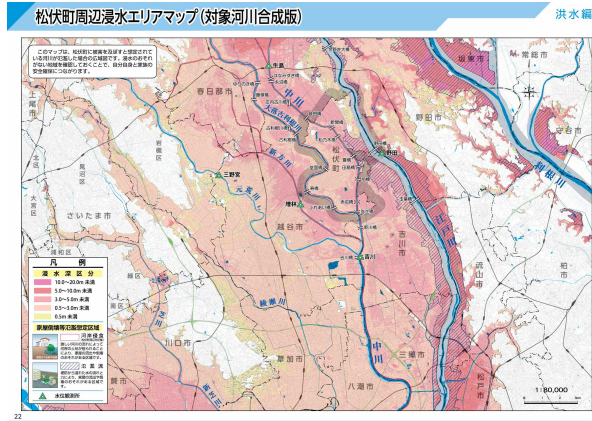
過去最も大きな被害をもたらした風水害は、昭和22年のカスリン台風である。この台風で大利根町の利根川堤防が決壊し、はん濫した水が2日後に本町に押し寄せた。町内の被害は、死者1名、流失家屋1,341戸(全戸数1,533戸)、浸水田畑774町に及んだ。その他に発生した過去の風水害は以下のとおりです。

発生年	発生要因	町の被害状況
S22	カスリン台風	死者1名、流失家屋1,341戸(全戸数1,533戸)、浸水田畑774町
H3.9	台風18号	床上浸水58戸、床下浸水169戸、被災人口900人、田畑の浸水861ha
H25.9	竜巻災害	建物被害117件、倒木4件、車両転倒1件、停電約500件、通行止め2件
H27.9	台風18号	床上浸水88戸、床下浸水236戸、複数個所の通行止めや道路冠水等
R元.10	台風19号	道路の冠水や住宅被害が数軒、町内の約960軒で停電

(出典：松伏町地域防災計画)

(当町で今後発生が予測される風水害の被害想定)

当町では、大雨で堤防が決壊したり、水があふれたりする洪水について、国及び県が公表した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づき洪水ハザードマップ(2021)を作成している。対象とした河川は、利根川、江戸川、荒川、中川、大落古利根川、元荒川及び新方川である。



(出典：松伏町地震・洪水ハザードマップ)

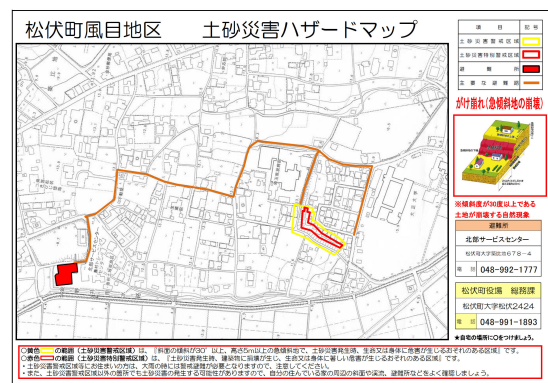
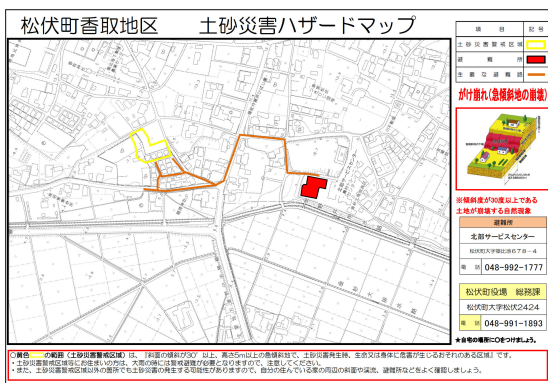
【土砂災害】

(当町で過去に発生した主な土砂災害)

過去に大きな土砂災害は起きていない。

(当町で今後発生が予測される土砂災害の被害想定)

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が作谷津及び風目の2箇所指定されており、ここでの崩落土砂による災害を想定する。



(出典：松伏町土砂災害ハザードマップ)

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当町でも令和4年9月26日時点で延べ4,127名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても(再度)感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

① 商工業者数及び小規模事業者数

当会地区内における商工業者数は 965 者となっており、うち小規模事業者数は 833 者で、全体の 86.3%を占めている。

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	176	223	53	125	67	263	58	965

(出典：平成 28 年経済センサス)

当町の産業では、農業は産業として住民に根付いており、自然環境の保全、地域社会の維持などの役割を担っている。商業は沿道型大型商業施設の立地が進むなかで店舗の大型化が進んでいる。このため、商店経営者の高齢化や景気の低迷なども加わり、古くからの個人商店を中心とした小規模店舗は衰退する傾向にある。工業は、町内に金属製品、プラスチック製品、食料品などを生産する事業所が立地し、工業団地として東埼玉テクノポリスや松伏工業団地が整備されている。建設業は、古くなった住宅の建て替え需要やリフォームなどの需要が多く、手堅く推移しており事業者が多い。

②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和 4 年 9 月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当町の事業者数は 5 者である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

(3) これまでの取組み

①松伏町の取組み

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき松伏町地域防災計画を策定。計画は、松伏町の地域に係る災害に関し、松伏町及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全 5 編（総則、震災対策編、風水害等対策編、事故災害対策編、複合災害対策編）及び巻末資料で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・松伏町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・各施設の AED 設置
- ・個人防災行動計画（マイ・タイムライン）の周知
- ・自主防災組織への支援
- ・指定避難所・指定緊急避難場所の設定
- ・エリアメール、緊急速報メールとの連携
- ・松伏町防災情報架電サービス
- ・メール（マップメール）や SNS による防災情報の発信
- ・松伏町地震・洪水ハザードマップの作成
- ・松伏町土砂災害ハザードマップの作成

②当会の取組み

【周知対応】

- ・ 県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・ 災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成
- ・ 当会事業継続計画の作成

【保険対応】

- ・ ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・ 総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・ 損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

【災害時対応】

- ・ 地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・ 被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・ 被災事業者への公的融資の斡旋

【感染症対応】

- ・ 感染防止対策の周知、対応支援
- ・ 事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・ 事業者に対する公的融資の斡旋
- ・ 経営指導員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（３）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と松伏町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

（４）感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

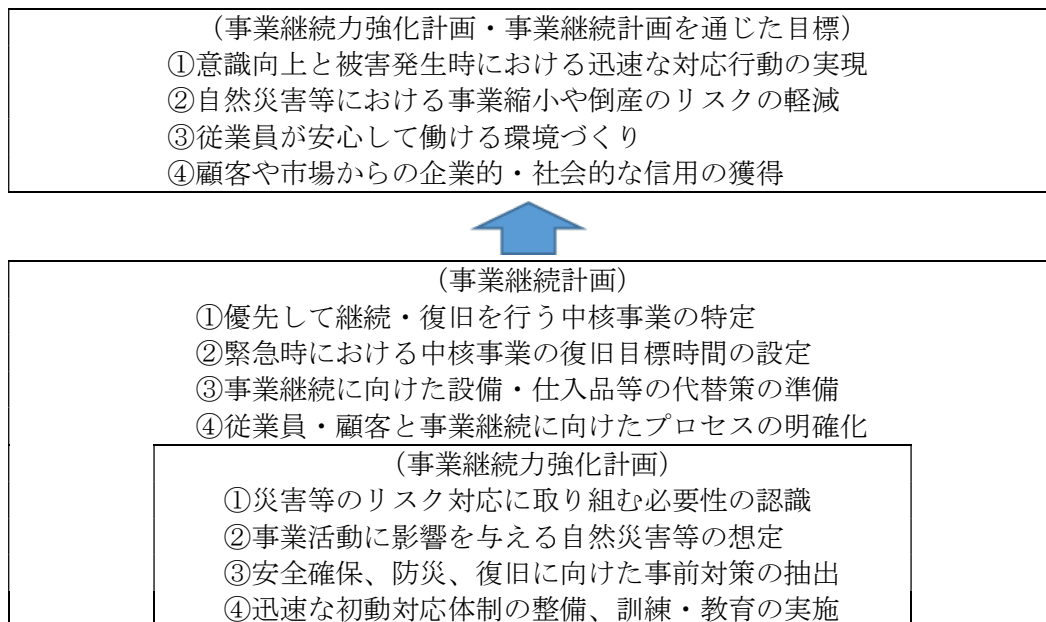
Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

松伏町地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、松伏町と松伏町商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。



(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と松伏町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、

対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に松伏町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・町広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においても Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤ 当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者の BCP 策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥ 防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

（2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和 5 年 1 月に当会の「事業継続計画（BCP）」を策定している。

（3）行政・関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ② 被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③ 被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④ 当会と埼玉県商工会連合会、また小規模事業者経営基盤強化事業地域連携会議や東部広域商工団体連絡協議会などの会合時に各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

（4）フォローアップ

- ① 地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

（5）当該計画に係る訓練の実施

- ① 地震等の自然災害発生を想定して、当会と松伏町環境経済課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ② 当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③ 災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

（1）応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と松伏町、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ② 国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣

言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ① 当会と松伏町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③ 職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、松伏町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④ 大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を松伏町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全を確保 ・ 地域被災者の人命救助への協力 ・ 被害状況の把握および報告 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握および報告 ・ 地域災害対策への協力 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ⑤ 当会と松伏町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

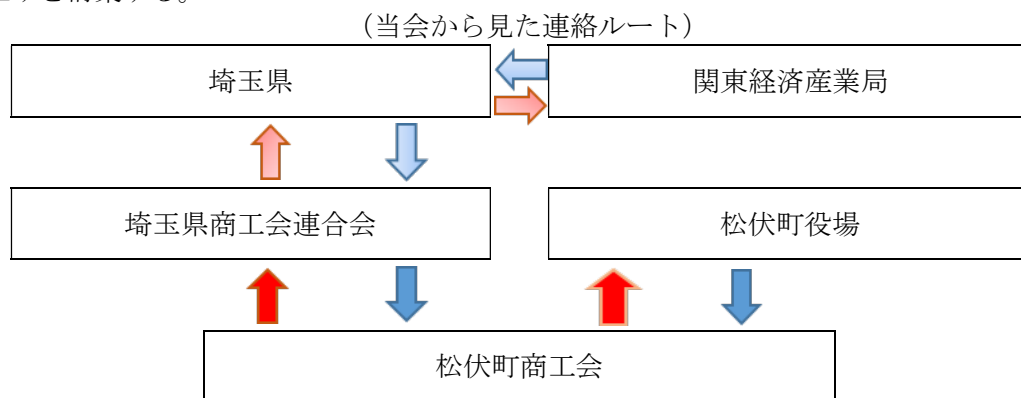
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ①当町で取りまとめた「新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る松伏町の事業継続計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、松伏町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

（３）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②松伏町からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と松伏町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と松伏町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と松伏町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、松伏町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要

「罹災証明書」について周知し、取得を促す。

- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 神足 利春、松下 順也 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

松伏町商工会

〒343-0117 埼玉県北葛飾郡松伏町田中 2-4-8

TEL : 048-992-1771 / FAX : 048-992-1772

E-mail : info@ma224.net

②関係市町村

松伏町役場 環境経済課

〒343-0111 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 2424

TEL 048-991-2711 FAX 048-991-7681

E-mail : kankyoul060300@town.matsubushi.lg.jp